

鳥取県告示第666号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年12月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年11月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

清水 昭允

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市吉方109

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就労の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。